

セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（5月26日更新）

5月26日、セントクリストファー・ネービス政府は新型コロナウイルス対策として、同月29日より同国の入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。なお、今次変更により、5月29日からは、原則以下のとおりワクチン完全接種者のみ同国への入国が許可されることとなりますのでご注意ください。

- 1 5月29日より、ワクチン完全接種者のみ同国への入国を許可する（除く、同国民及び居住者）。ワクチン未接種の18歳未満の子どもについては、ワクチン完全接種者である両親とともに入国する場合には、入国を許可される。
- 2 上記子どもを含む家族での9日間以内の滞在の場合は、現行の政府認可施設規則が適用される。同家族の滞在が10日間以上の場合は、子どもが検査を受ける到着14日目まで政府認可施設で滞在する必要がある。14日目の同検査が陰性であれば、国内での活動が許可される。
- 3 ワクチンの最終接種（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカの2回目接種、あるいは、1回接種ワクチン（ジョンソン&ジョンソン）の接種）から2週間経過した渡航者をワクチン完全接種者と見なし、公的な同ワクチン接種記録カードが証拠となる。
- 4 渡航者は、政府ウェブサイト上で渡航許可申請を行い、同手続き完了後、公的なワクチン接種カード（両面をスキャン）を、到着日及び渡航許可手続き番号とともに、電子メールまたはWhatsAppにより提出する必要がある（同審査後、保健当局責任者より電子メールにて承認状況を通知）。
- 5 手続きが完了した渡航許可申請及び認可されたワクチン接種カードの提出後、渡航者は渡航72時間前以内に、国際規格を満たした施設で実施されたRT-PCR検査陰性結果（鼻咽頭検査）をアップロードする必要がある。同関連書類の審査後、入国許可書を受け取ることとなる。
- 6 渡航に際しては、RT-PCR検査陰性結果のコピー、ワクチン接種記録カードを保持する必要がある。空港到着時には、体温検査等の健康審査が課され、新型コロナウイルスの症状が見られる場合には、空港で検査費用自己負担（15

0米ドル)の下、RT-PCR検査が課される。

7 ワクチン完全接種者は、認可ホテルで9日間滞在する必要がある、同ホテル内を自由に行動出来、ホテル内のアクティビティに参加出来る。9日を超えて滞在する場合は、滞在9日目に検査(150米ドル、費用自己負担)を受ける必要がある、同検査が陰性の場合には、国内のツアー、アトラクション等への参加が許可される。

8 ワクチン完全接種者は、出国時のRT-PCR検査結果の提出は不要となり、次の渡航先国で出発前検査が必要な場合は、出発の72時間前にRT-PCR検査が行われる。

9 個人の賃貸住宅やコンドミニアムでの滞在を希望する渡航者は、セキュリティを含め自己負担の下、検疫住宅として事前承認された物件に滞在する必要がある、申請手続きを事前に行う必要がある。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：入国規制情報

<https://www.stkittstourism.kn/travel-advisory-update>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。